3．賞与引当金及び見積額の計上基準
　賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していない。
　なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。
4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
　役職員の退職給付については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。
　なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上している。
5．引当金等の計上根拠及び計上基準
　環境対策引当金
　　環境対策を目的とした支出（ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニール）廃棄物の処理費用）に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。
6．たな卸資産の評価基準及び評価方法
　たな卸資産（未成受託業務支出金）：個別法による原価法を採用している。
7．収蔵品の評価方法
　国からの承継分については、承継時の物品目録上の価額をもって評価しており、新規取得分については、取得時の価額をもって評価している。
8．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　地方公共団体の財産の減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法
　　東京都立公園条例施行規則で定める額を参考に計算している。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
　　国債利回り等を参考に0.395％で計算している。
9．リース取引の処理方法
　リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
　リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
10．消費税等の会計処理
　消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

注記事項
1．貸借対照表関係
　役職員の賞与引当金の見積額は83,694,157円である。
　役職員の退職給付引当金の見積額は830,345,523円である。
2．損益計算書関係
　ファイナンス・リース取引が損益に与える影響は軽微である。
3．キャッシュ・フロー計算書関係
⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

手許現金及び要求払預金	1,849,179,996円

⑵　重要な非資金取引

ⅰ．ファイナンス・リースによる資産の取得	153,643,341円
ⅱ．現物寄付による資産の取得	
工具器具備品	2,799,900円
ソフトウェア	539,784円
収蔵品	34,269,246円

4．行政サービス実施コスト関係
　引当外退職給付増加見積額には、出向職員13人分の見積額3,976,361円を含む。
5．金融商品関係
　保有している金融商品の重要性が乏しいため、注記を省略している。
6．賃貸等不動産関係
　当法人は、東京都その他の地域において、賃貸等不動産を保有しているが、賃貸等不動産の資産総額に占める割合に重要性が乏しいため、注記を省略している。
7．資産除去債務関係
⑴　資産除去債務の概要
　　放射線障害防止法に基づく、工具器具備品の除去費用である。
⑵　資産除却債務の金額の算定方法
　　負債計上した資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間を６年と見積り、割引率は0.688％を使用している。
⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,934,519円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―円
時の経過による調整額	34,056円
有形固定資産の除却に伴う減少額	―円
期末残高	4,968,575円

8．不要財産に係る国庫納付等
　該当事項なし。
9．重要な債務負担行為
　該当事項なし。
10．重要な後発事象
　該当事項なし。

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第19号

　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第２項の規定により、幸手都市計画事業東武動物公園駅西口土地区画整理事業の換地計画を下記のとおり縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の２において準用する同令第３条の規定により、次のとおり公告する。
　平成 27 年 11 月 25 日
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人
記
1　縦覧開始の日　平成27年11月26日（木）
　（縦覧期間２週間）
2　縦覧場所　埼玉県さいたま市南区沼影１―10―１　ラムザタワー５階
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
東武動物公園駅前都市再生事務所
3　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで

懲戒の処分公告

　弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。
記
1　処分をした弁護士会　大分県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　秦　　文生
　登録番号　22419
　事 務 所　大分県大分市明野南２―22―１―1202　ライフヒルズ明野五番館
秦文生法律事務所
3　処分の内容　業務停止１年
4　処分が効力を生じた年月日
　平成27年11月１日
平成 27 年 11 月 10 日　　日本弁護士連合会